

議案第94号

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年静岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は勤務する」を「通勤し、又は通学する」に改める。

第8条第2項中第2号を削り、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第3条第1号に掲げる資格を有しなくなったとき。

別表第1中「77,000円」を「82,500円」に、「63,500円」を「69,000円」に、「45,000円」を「50,500円」に、「40,000円」を「45,500円」に、「31,500円」を「37,000円」に、「30,500円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。